

時代とハートを動かす

SEIKO

第155回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2016年6月29日（水曜日）午前10時

場所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

目次	■ 株主総会招集ご通知	1
	■ 株主総会参考書類	5
	第1号議案 剰余金の配当の件	
	第2号議案 定款一部変更の件	
	第3号議案 取締役2名選任の件	
	第4号議案 監査役3名選任の件	
	第5号議案 取締役の報酬額改定の件	
	第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	
	第7号議案 監査役の報酬額改定の件	
	《株主総会招集ご通知 添付書類》	
	■ 事業報告	15
	■ 連結計算書類	36
	■ 計算書類	50
	■ 監査報告書	59

セイコーホールディングス株式会社

証券コード：8050

株主各位

東京都中央区銀座四丁目5番11号

セイコーホールディングス株式会社

代表取締役社長 中村吉伸

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、次頁記載のいずれかの方法により、2016年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2016年6月29日（水曜日）午前10時
- 2 場 所** 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
- 3 目的事項**
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 2016年3月期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
第7号議案 監査役の報酬額改定の件 |

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主様への委任に限られます。その場合は、議決権行使書とともに委任状を、会場受付にご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご通知ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2016年6月29日(水) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）による議決権行使の場合



行使期限 2016年6月28日(火) 午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 2016年6月28日(火) 午後6時まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiko.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使について

- ① 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- ② 行使期限は2016年6月28日（火曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ④ パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ⑤ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

ご注意

※パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。

なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。

ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2 お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

1 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

2 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

3 システムに係る条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2 以降
 - イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降
- (3) 行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化 (SSL 128bit) 技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

ご参考

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績を勘案し、経営基盤強化のため内部留保の充実に配慮しつつ、安定配当実施の方針に従い、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7.5円

総額1,550,541,705円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営環境の多様性に柔軟に対応する経営体制の構築を図るため、取締役の人数の上限を12名以内から13名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の人数) 第20条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とします。	(取締役の人数) 第20条 当社の取締役は <u>13</u> 名以内とします。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 土居聡氏が、2016年6月2日をもって辞任いたしましたので、その後任として取締役1名を選任するとともに、取締役会の多様性の確保を図るため、取締役1名を増員することとし、あわせて取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として生ずるものとします。

また、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

かながわ ひろみ
金川 宏美 (生年月日 1962年9月30日生)

新任

所有する当社株式の数

4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2012年4月 セイコーウォッチ株式会社 第二営業本部 第一マーケティング部長
2014年4月 同社 執行役員
2016年4月 当社 ブランド推進一部、ブランド推進二部 統括部長、現在に至る



2

たきざわ しめす
瀧沢 観 (生年月日 1963年7月2日生)

新任

所有する当社株式の数

2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
1993年8月 SEIKO U.K. Limited 出向
2010年6月 当社 経理部長、現在に至る



注. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 鈴木政利氏、三上誠一氏、森田富治郎氏の3名が任期満了となりますので、これに伴い、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

み か み せい い ち
三上 誠一 (生年月日 1956年6月25日生)

再任



所有する当社株式の数

25,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1979年4月 当社 入社
 2001年7月 セイコーウオッチ株式会社 経理部長
 2008年3月 同社 取締役
 2010年6月 当社 常勤監査役、現在に至る
 2015年1月 株式会社オハラ 社外監査役、現在に至る

2

た か ぎ は る ひ こ
高木 晴彦 (生年月日 1959年1月10日生)

新任



所有する当社株式の数

15,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年4月 当社 入社
 2004年6月 当社 経理部長
 2007年6月 当社 取締役
 2009年11月 セイコーオプティカルプロダクツ株式会社 経理財務本部長
 2010年5月 同社 取締役
 2014年4月 セイコーソリューションズ株式会社 常勤監査役、現在に至る

3

あさの ともやす
浅野 友靖 (生年月日 1953年4月27日生)

社外監査役候補者

新任



所有する当社株式の数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年4月 第一生命保険相互会社 入社
2006年4月 同社 執行役員
2009年4月 同社 常務執行役員
2009年6月 同社 取締役常務執行役員
2010年4月 第一生命保険株式会社 取締役常務執行役員
2013年10月 東急不動産ホールディングス株式会社 監査役、現在に至る
2014年4月 第一生命保険株式会社 取締役専務執行役員、現在に至る

注 1. 監査役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

注 2. 監査役候補者のうち、浅野友靖氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

注 3. 浅野友靖氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営の経験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するためであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額につきましては、1997年6月27日開催の第136回定時株主総会において月額3,500万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢および経営環境の変化その他諸般の事情を勘案し、各事業年度の業績に基づく業績連動賞与の支給を可能とするため、かかる報酬枠を月額から年額に改め、年額4億2,000万円（現行の月額3,500万円の12倍の額）以内とし、固定の月額報酬および業績連動賞与のための報酬枠とさせていただきたいと存じます。

業績連動賞与の支給対象者は、業務執行取締役（非業務執行取締役および社外取締役を含みません。）であり、現在、対象となる員数は6名であります。

なお、かかる取締役の報酬枠には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、個別の報酬額は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の業務執行取締役（非業務執行取締役および社外取締役を含みません。）の報酬と中長期的な業績および株式価値との連動性をより明確にし、業務執行取締役が株主の皆さまと利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

当社としては、かかる目的に鑑み、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

本制度にかかる当社の取締役の報酬等の額および内容については、従前の取締役の報酬額（第5号議案が原案どおり承認可決されますと、業績連動賞与を含めた報酬枠として年額4億2,000万円以内となります。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の業務執行取締役に対して支給することといたたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社の取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現在、本制度の対象となる取締役は6名であります。

2. 本制度における報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として業務執行取締役の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の業務執行取締役とします。（非業務執行取締役および社外取締役は本制度の対象外とします。）

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限

当社は、2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として2億4,000万円を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに以後の3事業

年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、2億4,000万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（下記（5）により業務執行取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出できる金額の上限は、2億4,000万円から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

（4）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定（2016年8月26日（予定））後、遅滞なく、540,000株を上限として取得するものとします。

（5）業務執行取締役に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位および中長期業績指標の達成度等により定まる数のポイントを業務執行取締役に付与します。

業務執行取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、180,000ポイントを上限とします。

なお、業務執行取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

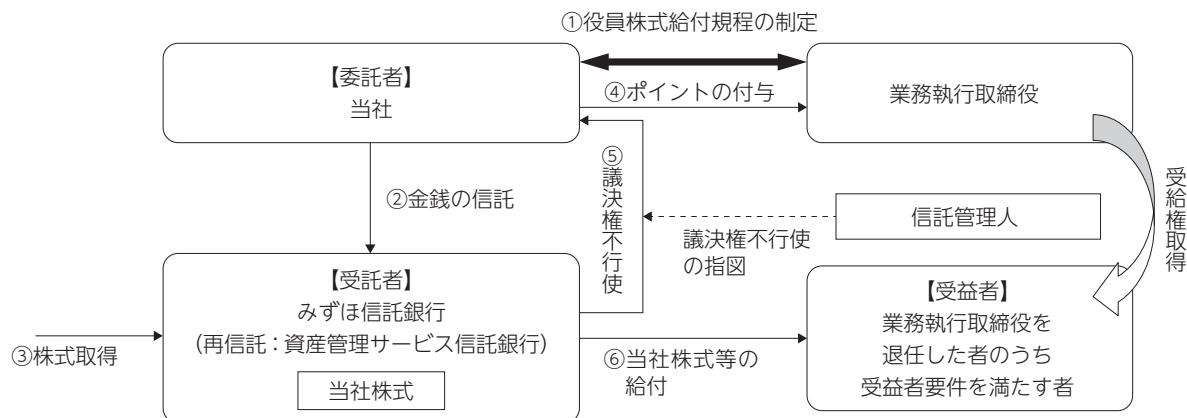
（6）業務執行取締役に對する給付時期

業務執行取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

〔ご参考〕

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき業務執行取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、業務執行取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、業務執行取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第133回定時株主総会において、月額500万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢および経営環境の変化その他諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を月額800万円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き5名となります。

[ご参考]

<役員候補者の指名および役員報酬の決定プロセスについて>

当社は、役員候補者の指名および役員報酬に係る決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

第3号議案、第4号議案の役員候補者の指名および第5号議案、第6号議案の取締役報酬制度の内容は、同委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2015年度における世界経済は、米国の利上げ観測と中国景気の下振れ懸念に揺れ、停滞色の濃い展開となりました。欧米では個人消費が経済成長を牽引しましたが、中国の景気は減速傾向となり、また、原油をはじめとした資源安により新興国の景気低迷がさらに進みました。

わが国の経済は、インバウンド需要の増加に支えられながらも輸出が低調にとどまり、景気回復は足踏み状態が続いています。百貨店業界はインバウンド需要により好調に推移してきましたが、その効果も一巡しつつあります。電子デバイス・半導体市場ではスマートフォンの需要低迷などはあるものの、高機能化や自動車関連の電装化による需要拡大は続いています。

当社の当連結会計年度の連結売上高は、第3四半期に大判プリンタ事業を株式会社沖データに譲渡いたしました。前年度より32億円増収の2,967億円となりました。事業別では、ウォッチ事業が国内で好調に売上を伸ばし、電子デバイス事業も引き続き半導体を中心に順調に推移しましたが、システムソリューション事業の売上は残念ながら前年度を下回りました。連結全体の国内売上高は1,458億円（前年度比4.6%増）、海外売上高は1,508億円（同2.1%減）となり、海外売上高割合は50.8%でした。

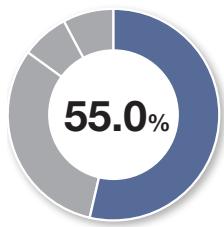
利益面では、売上の増加などにより営業利益は前年度から16億円増益となり、133億円（同14.1%増）計上いたしました。しかしながら、営業外収支は第4四半期に為替差損を計上したことなどによって前年度から悪化し、経常利益は前年度を4億円下回る118億円（同4.0%減）となりました。固定資産売却益4億円を特別利益に計上し、また、大判プリンタ事業譲渡に関わる事業構造改善費用など特別損失を合計で35億円計上したことで、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は121億円（同44.2%減）となりました。

なお、第4四半期には株式会社日本政策投資銀行より半導体事業を行う子会社エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社へ40%の出資を受けております。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

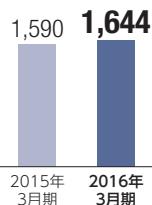
ウォッチ事業

売上高構成比



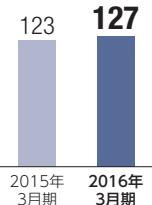
売上高

(億円)



営業利益

(億円)



※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

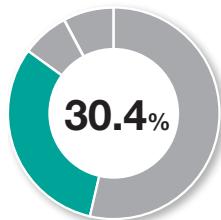
ウォッチ事業の当連結会計年度の売上高は、前年度比53億円増加の1,644億円(前年度比3.4%増)となりました。国内ではメンズウォッチの「グランドセイコー」「アストロン」「メカニカル」「プロスペックス」、

レディースウォッチの「ルキア」「ティセ」が牽引し、インバウンド需要の効果もあって、好調に売上を伸ばすことができました。海外では、テロの影響によりフランスのクリスマス商戦で伸び悩むなど、一部に厳しい市場はあったものの、欧州ではドイツ、アジアでは台湾などの市場で売上を伸ばすことができました。また、東京・銀座にセイコープレミアムブティックを、フランクフルト、モスクワ、シドニーにセイコーブティックをオープンいたしました。

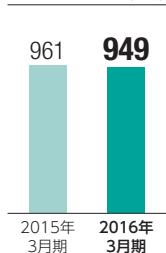
利益につきましては、売上高の増加に伴い営業利益は前年度比3億円増の127億円(同3.2%増)となりました。

電子デバイス事業

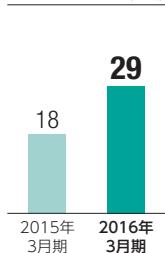
売上高構成比



売上高 (億円)



営業利益 (億円)

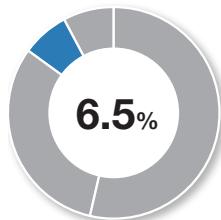


※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

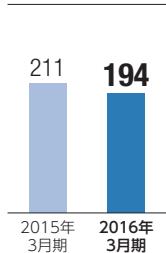
電子デバイス事業は売上高949億円（前年度比1.3%減）、営業利益29億円（同56.4%増）となりました。分野別では、半導体がスマートフォン向け電源ICなどを中心に順調に推移いたしました。また、産業用インクジェットプリントヘッドや小型サーマルプリンタ、水晶振動子なども売上を増加しております。なお、大判プリンタ事業を第3四半期に株式会社沖データに譲渡したことにより売上高は前年度から減少しました。

システムソリューション事業

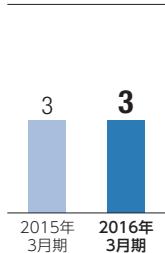
売上高構成比



売上高 (億円)



営業利益 (億円)

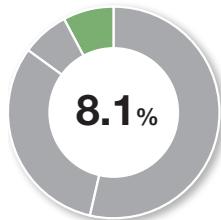


※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

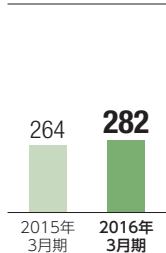
システムソリューション事業は売上高194億円（前年度比8.0%減）、営業利益3億円（同11.2%増）となりました。データサービス事業は堅調に推移しましたが、通信モジュールなどの売上が伸び悩みました。

その他

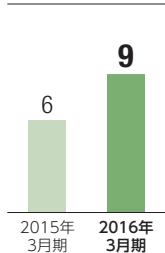
売上高構成比



売上高 (億円)



営業利益 (億円)



※上記の比率は、各事業間の内部売上高又は振替高調整後の数値に基づき算出しております。

その他の売上高は282億円（前年度比6.7%増）、営業利益9億円（同43.2%増）となりました。その他に含まれる事業では、クロック事業が国内で順調に売上を伸ばし、和光事業で高額ウオッチが売上を牽引しました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

① 第5次中期経営計画 (2014年3月期～2016年3月期)

当社にとって、当連結会計年度は2014年3月期を初年度とする第5次中期経営計画の最終年度にあたります。その内容と達成状況は次のとおりです。

1 基本方針

当社は「社会に信頼される会社であること」を引き続きグループ経営の基本理念とし、2014年3月期を初年度とする3か年計画である第5次中期経営計画を策定しました。当中期経営計画においては、「事業収益の最大化に向けてウオッチ事業を中核に事業ポートフォリオを再構築すると共に、経営基盤の質的強化を実現する」を基本方針として、次に示す基本戦略・課題に取り組んでおります。

2 事業収益最大化に向けた基本戦略

- ① グループの基盤事業であるウオッチ事業の強化・拡大
完成品ビジネス、ムーブメントビジネスの総合力を発揮した戦略実行による収益の最大化
- ② 電子デバイス事業はコアビジネスへの集中
時計をベースにした「匠、小、省」の技術を最大限活かしながら、コアとなる事業分野に資源を集中し、安定的な収益構造を確立
- ③ 第3の柱としてシステムソリューション事業の育成
セイコーソリューションズ(株)を核とし、グループが保有するリソースを活用した付加価値の高いソリューション提案ビジネスを育成

- ④ ブランド力を有効活用したビジネス展開の拡大
各種製品におけるブランド活用を一層強化すると共に、ブランドイメージ・認知度向上に向けた活動の継続

3 経営基盤の質的強化に向けた課題

- ① 財務体質の改善
さらなる有利子負債の削減と自己資本比率の改善を実現
- ② 人財活用の促進
事業の持続的成長に向けた人財育成やグループ横断的な人財交流の仕組み作り
- ③ 持株会社の役割強化
持株会社によるグループ経営上の戦略的意思決定及び事業会社サポート機能の強化

4 第5次中期経営計画目標数値

① 連結損益計画

(金額単位：億円)

	中期経営計画			2016年3月期	
	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	実績	対計画増減
売上高	3,000	2,900	3,200	2,967	△233
営業利益	100	140	200	133	△67
経常利益 (%)	60 2.0%	100 3.4%	160 5.0%	118 4.0%	△42 △1.0%
親会社株主に帰属する当期純利益 (%)	50 1.7%	80 2.8%	120 3.8%	121 4.1%	+1 +0.3%

② 事業別売上高

(金額単位：億円)

	中期経営計画			2016年3月期	
	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	実績	対計画増減
ウォッチ事業	1,350	1,400	1,500	1,644	+144
電子デバイス事業	950	1,050	1,150	949	△201
システムソリューション事業	280	300	350	194	△156
その他	480	250	270	282	+12
連結 計	3,000	2,900	3,200	2,967	△233

③ 事業別営業利益

(金額単位：億円)

	中期経営計画			2016年3月期	
	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	実績	対計画増減
ウォッチ事業	100	110	130	127	△3
電子デバイス事業	20	45	70	29	△41
システムソリューション事業	10	15	20	3	△17
その他	10	5	10	9	△1
連結 計	100	140	200	133	△67

④ 貸借対照表項目

(金額単位：億円)

	中期経営計画			2016年3月期	
	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	実績	対計画増減
有利子負債	2,020	1,950	1,750	1,275	△475
純資産	450	525	630	1,026	+396
総資産	3,500	3,500	3,400	3,291	△109
自己資本比率	12.3%	14.3%	17.6%	28.7%	+11.1%
Net D/E レシオ	3.6	2.9	2.1	0.9	△1.2

5 当期における経過

① 事業収益最大化に向けた基本戦略

ウォッチ事業の強化・拡大に向けて、高級品である「ブランドセイコー」、世界初のGPSソーラーウォッチ「アストロン」、プロフェッショナル向けのスポーツウォッチ「プロスペックス」を中心として日本・欧米・アジア市場でマーケティング活動を行いました。また、広告宣伝費も引き続き増加させるなど今後の拡大に向けた投資も推進しております。ウォッチ事業の売上は中期経営計画を超過達成し、営業利益も概ねその水準を達成しております。これにより中核事業であるウォッチ事業の売上高の全体に占める割合が前年度の54%から55%とさらに伸び、事業収益最大化に向けた基盤の整備は順調に進みました。

安定的な収益構造の確立を目指した電子デバイス事業では不採算事業の改善も進んだことから、収益性は前年度より大きく向上しましたが、売上・収益ともに中期経営計画未達となっています。

システムソリューション事業では前年度にセイコーソリューションズ(株)にセイコーインスツル(株)のシステムアプリケーション事業を統合し、それぞれの持つ技術やノウハウをトータルサービスとして提供できる体制を構築しましたが、売上を伸

ばすまでは至りませんでした。

その他に含まれる事業ではクロック事業、設備時計事業がセイコーブランドを、和光事業がWAKOブランドを軸に事業展開し、それぞれ売上を伸ばしております。

また、セイコーブランドの価値向上に向け、スポーツ、音楽および社会貢献を通じた積極的なブランディング活動を展開いたしました。

② 経営基盤の質的強化に向けた課題

財務体質の改善につきましては、引き続き借入金の圧縮に努めた結果、長短借入金およびリース債務の合計は1,275億円となり、有利子負債の削減およびNet D/Eレシオの中期経営計画を超過達成することができました。また、自己資本比率も28.7%と中期経営計画を上回っております。

人材活用の促進においても、グローバル人材や次世代を担う幹部候補生の育成、女性管理職の登用にに向けた施策などを積極的に進めました。

持株会社の役割強化に向けては、グループ経営上の戦略的意思決定および事業会社へのサポート強化を取り組んだ結果、課題事業に関わる収益性の改善などを進めることができました。

② 第6次中期経営計画 (2017年3月期~2019年3月期)

当社は新たに2017年3月期を初年度とする第6次中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりです。

1 長期ビジョン

グループスローガン「時代とハートを動かすSEIKO」を踏まえて、当社グループが10年後の将来に向け長期的に目指す姿を次のように制定しました。

常に時代をリードする先進性と革新性を備え
お客さまの期待を超える製品と品質・サービスを提供し
世界中のステークホルダーと感動を分かち合える
グローバルな企業グループを目指す

2 基本方針

ウォッチ事業を中核とする高収益グループを目指し、「収益力の強化と成長への投資」を推進するとともに、「経営基盤の強化」を徹底する。

3 収益力の強化と成長への投資

- ① ウォッチ事業はグループの中核事業としてさらなる成長へ（収益の拡大）
- ② 電子デバイス事業はコアビジネスに経営資源を重点配分し、利益を創出（収益力の向上）
- ③ システムソリューション事業は第3の支柱事業として事業基盤を強化（収益力の強化）
- ④ その他の事業は安定した収益体質を継続（収益力の安定）

4 経営基盤の強化

- ① コーポレートコミュニケーションの強化
- ② 資本・財務政策の基本方針の継続
- ③ コーポレートガバナンスの強化
- ④ 組織・グループ機能の強化、人事政策の基本方針の継続

5 第6次中期経営計画目標数値

① 連結損益計画

(金額単位：億円)

	実績 2016年3月期	中期経営計画 2019年3月期	予算(参考) 2017年3月期
売上高	2,967	3,100	2,900
営業利益	133	170	120
経常利益	118 4.0%	180 5.8%	120 4.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	121 4.1%	125 4.0%	100 3.4%

② 事業別売上高

(金額単位：億円)

	実績 2016年3月期	中期経営計画 2019年3月期	予算(参考) 2017年3月期
ウォッチ事業	1,644	1,900	1,600
電子デバイス事業	949	750	900
システムソリューション事業	194	250	200
その他	282	300	290
連結合計	2,967	3,100	2,900

③ 事業別営業利益

(金額単位：億円)

	実績 2016年3月期	中期経営計画 2019年3月期	予算(参考) 2017年3月期
ウォッチ事業	127	170	120
電子デバイス事業	29	25	30
システムソリューション事業	3	15	10
その他	9	10	10
連結合計	133	170	120

④ 貸借対照表項目

(金額単位：億円)

	実績 2016年3月期	中期経営計画 2019年3月期
総資産	3,291	3,400
純資産	1,026	1,200
自己資本比率	28.7%	35%
ネット有利子負債	884	750

(3) 資金調達の様況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の様況

主として製造設備等の増強、更新等にウオッチ事業において2,046百万円、電子デバイス事業において4,387百万円、システムソリューション事業において964百万円をそれぞれ投資しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

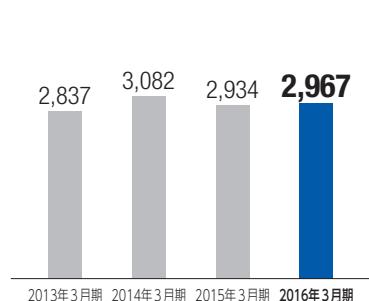
当期ならびに過去3年間の営業成績および財産の状況は以下のとおりです。

① 連結

区 分	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
売上高 (百万円)	283,790	308,286	293,472	296,705
経常利益 (百万円)	3,243	10,165	12,373	11,879
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,527	7,422	21,778	12,142
1株当たり当期純利益	29円	36円	105円	59円
総資産 (百万円)	355,308	366,753	333,701	329,115
純資産 (百万円)	40,801	64,766	92,589	102,692
1株当たり純資産	189円	304円	438円	457円

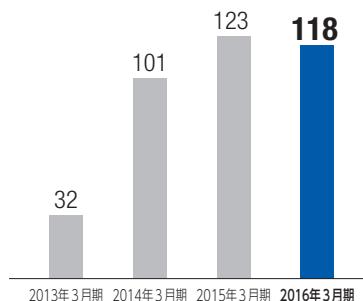
売上高

(億円)



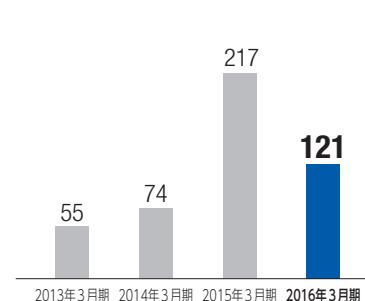
経常利益

(億円)



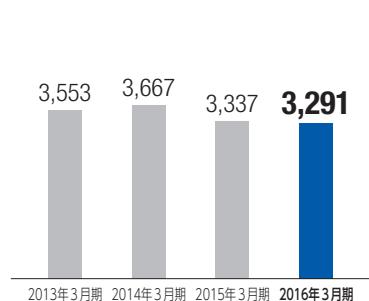
親会社株主に帰属する当期純利益

(億円)



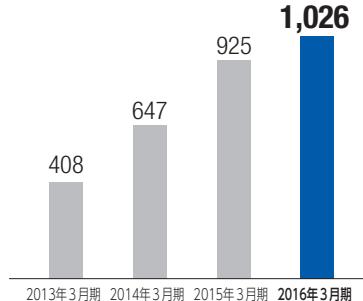
総資産

(億円)



純資産

(億円)



② 当社

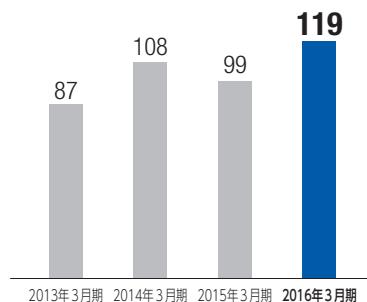
区 分	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
営業収益 (百万円)	8,748	10,836	9,972	11,984
経常利益 (百万円)	1,837	3,390	1,730	4,393
当期純利益 (百万円)	2,799	3,349	14,953	3,370
1株当たり当期純利益	15円	16円	72円	16円
総資産 (百万円)	162,190	181,108	158,703	147,145
純資産 (百万円)	24,769	40,230	56,267	54,964
1株当たり純資産	120円	195円	272円	266円

注 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数を用いて算出しております。

注 2. 自己株式を純資産の部に対する控除項目として表示しており、1株当たりの当期純利益および純資産の各数値は、それぞれ、期中平均株式数、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

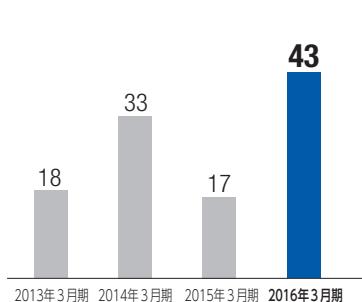
営業収益

(億円)



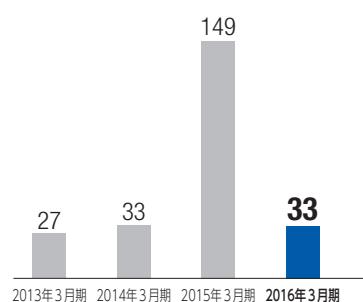
経常利益

(億円)



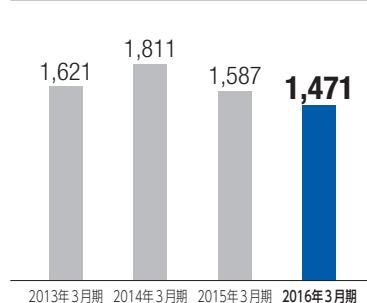
当期純利益

(億円)



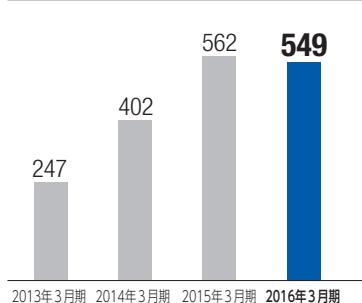
総資産

(億円)



純資産

(億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セイコーウオッチ株式会社	5,000 百万円	100.0%	ウオッチの販売
SEIKO Corporation of America	111 千米ドル	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
SEIKO Hong Kong Ltd.	129,300 千香港ドル	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
セイコーインスツル株式会社	9,756 百万円	100.0%	精密機器・電子デバイス等の製造販売
盛岡セイコー工業株式会社	1,000 百万円	100.0% (*)	ウオッチの製造
Seiko Instruments (H.K.) Ltd.	128,700 千香港ドル	100.0% (*)	精密機器・電子デバイス等の製造販売
Seiko Instruments Singapore Pte. Ltd.	32,288 千シンガポールドル	100.0% (*)	精密機器・電子デバイス等の製造販売
セイコーソリューションズ株式会社	500 百万円	100.0%	情報通信システム等の開発販売等

注 1. 「当社の出資比率」欄に*の付された会社はいずれも間接所有を含めて100.0%であります。

注 2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	セイコーインスツル株式会社
特定完全子会社の住所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目8番地
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	33,783百万円
当社の総資産額	147,145百万円

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は持株会社であります。各事業が行う事業内容および主要な製品及び取扱商品は以下のとおりです。

事業区分	事業内容	主要な製品及び商品
ウオッチ事業	製造・販売	ウオッチ、ウオッチムーブメント
電子デバイス事業	製造・販売	半導体、水晶振動子、電池・材料、プリンタ、ハードディスクコンポーネント、カメラ用シャッター
システムソリューション事業	製造・販売	無線通信機器、情報ネットワークシステム、データサービス
その他	製造・販売等	クロック、高級宝飾・服飾・雑貨品、設備時計 他

(8) 企業集団の主要拠点等

当社の本社所在地は東京都港区であり、各事業の主たる所在地は以下のとおりです。

事業区分	所在地
ウオッチ事業	東京都港区
電子デバイス事業	千葉県千葉市美浜区
システムソリューション事業	千葉県千葉市美浜区
その他	東京都中央区

(9) 企業集団の使用人の状況

当社および連結子会社の使用人数は13,437名（前期末比128名減）であります。

(10) 主要な借入先および借入額

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	47,088
株式会社三井住友銀行	20,187
株式会社千葉銀行	9,963
株式会社あおぞら銀行	8,430

2 会社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 746,000,000株

(2) 発行済株式総数 207,021,309株
(自己株式282,415株を含む)

(3) 当期末株主数 11,200名

(4) 上位10名の株主

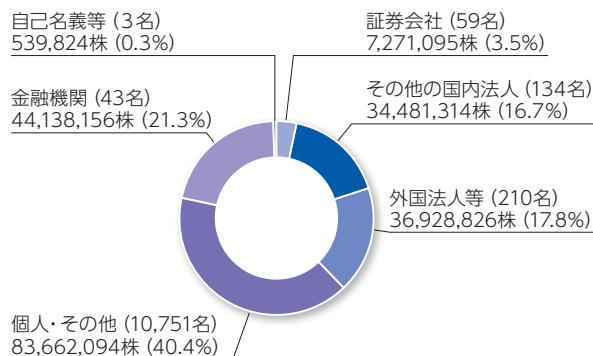
氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
三光起業株式会社	23,677,501	11.5
服部悦子	18,069,542	8.7
服部真二	11,396,448	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,916,000	5.3
第一生命保険株式会社	9,000,000	4.4
服部秀生	8,104,276	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,531,000	2.2
服部洪尚	3,426,876	1.7
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,319,000	1.6
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,722,287	1.3

注. 持株比率は小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

所有者別株式分布図



※自己名義等は、自己名義株式 (282,415株) および当社関係会社が所有する株式です。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職等の状況
服部 真二	代表取締役会長 兼 グループCEO	セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長兼CEO 株式会社かんぽ生命保険（社外）取締役
中村 吉伸	代表取締役社長	
内藤 昭男	常務取締役 経理、経営企画、法務担当	株式会社オハラ（社外）取締役
梅本 宏彦	取締役 ウオッチ事業担当	セイコーウオッチ株式会社代表取締役副社長兼COO セイコーインスツル株式会社専務取締役
高橋 修司	取締役 秘書・広報、ブランド推進担当	セイコーウオッチ株式会社取締役・専務執行役員
大熊 右泰	取締役 人事、総務、IT推進担当	セイコーソリューションズ株式会社取締役・常務執行役員
村上 斉	取締役	セイコーインスツル株式会社代表取締役社長
石井 俊太郎	取締役	セイコーインスツル株式会社取締役・常務執行役員
藤井 美英	取締役	セイコーインスツル株式会社代表取締役会長 エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社代表取締役会長
土居 聡	取締役	三光起業株式会社常務取締役
原田 明夫	取締役	株式会社資生堂（社外）監査役 住友商事株式会社（社外）取締役 山崎製パン株式会社（社外）取締役 一般財団法人日本刑事政策研究会代表理事 公益財団法人国際民事法センター代表理事 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員会委員長 弁護士
カーステン・フィッシャー	取締役	
鈴木 政利	常勤監査役	
三上 誠一	常勤監査役	株式会社オハラ（社外）監査役
森田 富治郎	監査役	第一生命保険株式会社特別顧問 小田急電鉄株式会社（社外）取締役 株式会社ホテルオークラ（社外）取締役
山内 悦嗣	監査役	スタンレー電気株式会社（社外）監査役 公認会計士
青木 芳郎	監査役	

- 注1. 取締役原田明夫氏、カーステン・フィッシャー氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 注2. 監査役森田富治郎氏、山内悦嗣氏、青木芳郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注3. 取締役原田明夫氏、カーステン・フィッシャー氏、監査役山内悦嗣氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 注4. 監査役山内悦嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度の知見を有しております。
- 注5. 社外監査役森田富治郎氏の兼職先である第一生命保険株式会社は、当社の借入先であります。その他の社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に特記すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	12人	200,700,000円	
監査役	5人	58,350,000円	
計	17人	259,050,000円	

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	原田 明夫	当事業年度開催の取締役会13回中11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	カーステン・フィッシャー	2015年6月の取締役就任後開催の取締役会10回中9回に出席し、主にグローバル企業の経営を通じて得た豊富な経験およびマーケティングに関する専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森田 富治郎	当事業年度開催の取締役会13回中11回、監査役会10回中8回に出席し、必要に応じ、主に保険会社の経営を通じて得た豊富な経験に基づき、発言を行っております。
監査役	山内 悦嗣	当事業年度開催の取締役会13回中12回、監査役会10回中8回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	青木 芳郎	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席し、必要に応じ、主に会社経営を通じて得た豊富な経験に基づき、発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の総額等

人数	報酬等の額	当社子会社からの役員報酬等
5人	36,450,000円	3,600,000円

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①「公認会計士法（昭和23年法律第103号）」第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
..... 221百万円
- ②上記①のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
..... 60百万円
- ③当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
..... 225百万円

注1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額を記載しております。

注2. 「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、SEIKO Corporation of America, SEIKO Hong Kong Ltd., Seiko Instruments (H.K.) Ltd., Seiko Instruments Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額の同意をした理由

監査役会は、前事業年度の監査実績の評価、当事業年度の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である合意された手続業務等を委託し報酬を支払っております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

6 会社の体制および方針

1 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役および従業員による企業倫理、法令および社内ルールの遵守の確保を目的として「企業倫理の基本理念」および「企業倫理行動指針」を定め、次のとおり、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
- 1) 代表取締役社長は、繰り返し「企業倫理の基本理念」の精神を取締役、従業員に伝達し、企業倫理・法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底します。
 - 2) 代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」は、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）に重大な影響を与えるおそれのある企業倫理上の問題および企業倫理遵守体制の見直しに関する事項等を審議し、その結果を取締役に報告します。
 - 3) 取締役・従業員が法令違反の疑義ある行為等を発見した場合に、速やかに「企業倫理委員会」へ報告される体制を整え、そのための情報伝達手段として「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
 - 4) 企業倫理・法令遵守の意識を徹底・向上させるため、取締役・従業員を対象とした企業倫理研修を継続的に実施します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 「社内文書管理規則」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
 - ② 取締役および監査役は、「社内文書管理規則」に基づき、常時、これらの文書等を閲覧可能とします。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスクマネジメント規則」に基づき、当社グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備します。
 - ② 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループの活動に影響を与えるビジネスリスクの掌握、リスクの識別・分析および評価・モニタリング等を含めたリスク管理プロセスの構築・整備ならびに監視を行います。
 - ③ リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規則」に基づき、定期的または必要に応じて各種リスクの状況を取締役に報告します。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、従業員が共有する目標として中期経営計画を策定します。また、同計画を構成する年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし、その改善策を検討・実施することにより、業務の効率化を推進します。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、その管理に関する基本規程を整備します。また、当社の常勤取締役および主要な子会社の代表取締役を構成員とする「経営協議会」を設置し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ③ 取締役の職務分担、各部門の職務分掌・権限を明確にし、職務の執行の効率性を確保します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の企業倫理・法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を支援します。
- ② 子会社は、当社制定の「企業倫理の基本理念」、「企業倫理行動指針」を共有し、これらに従った経営を行います。また、当社は、子会社に法令違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、子会社の内部通報制度の整備を支援します。
- ③ 当社は、「連結経営管理規則」に基づき、子会社の経営上の重要事項に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を取締役、監査役として派遣し、適切な監督・監査を行います。
- ④ 子会社は、「連結経営管理規則」に従い、業績、財務状況その他重要な事項を当社に報告するほか、必要に応じて、子会社の代表取締役が業務の執行状況を当社の取締役会に報告します。
- ⑤ 当社の内部監査室は、子会社の業務執行および法令・定款の遵守状況やリスク管理状況等について、内部監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 内部監査室が、監査役の職務を補助する体制とします。
- ② 内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る職務を兼務しません。
- ③ 内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、財務、企業倫理遵守、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告するとともに、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・社内ルールに違反する行為が行われていることを発見したときは、直ちに監査役にその事実を報告します。
- ② 子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール

に違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役へ報告する体制を整備します。

- ③ 前2項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。
- ④ 内部監査室の長は、内部監査業務の遂行にあたり、事前に常勤監査役との連携を保ち、重要な事項については適時常勤監査役へ報告するよう努めます。さらに内部監査結果を遅滞なく常勤監査役に報告し、定期的に監査役会に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部、経理部は監査役の監査実施を適宜補助する体制を確保します。
- ② 取締役会が業務の適正を確保する目的で設置し、適時開催する重要な会議、委員会等への監査役の出席を確保します。
- ③ 代表取締役社長は、必要に応じ、監査役会と会合を持ち、経営上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ④ 監査役がその職務の執行について生じる費用を当社に請求をしたときは、当社が監査役の職務執行に必要なことを証明したときを除き、請求があった後、速やかに支払うものとします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 企業倫理・法令遵守体制

- ① 代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会を年間2回開催し、事業会社を含めた企業倫理問題および企業倫理遵守体制について審議するとともに、その結果を取締役会へ報告しております。
- ② 社内の法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報を受け付ける窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を社内および外部法律事務所に設置しております。これらのヘルプラインの利用方法については、社内イントラネットへの掲載、携帯カードの配付等により、全社員への周知を図っております。
- ③ 企業倫理・法令遵守の意識を向上させるため、定期的に企業倫理研修を実施しております。本事業年度は、常勤役員を対象に「不正リスク」を、全従業員を対象に「特定個人情報保護法」をテーマに実施いたしました。

(2) リスクマネジメント体制

- ① 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年間4回開催し、当社グループのリスクマネジメ

ント体制および各種リスク案件について審議しております。

また、同委員会は、グループ横断で対応すべき重要リスクおよびその対応計画の検討、承認を行い、その結果を取締役会へ報告しております。

- ② 危機発生時の対応に関しては、「危機管理マニュアル」にて当社の基本方針および災害等の個別のリスクの対応を定めております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 各取締役の職務分担は取締役会決議により、各部門の職務分掌・権限は「組織分掌規則」に基づき定めております。
- ② 代表取締役および業務執行取締役が業務執行に関する重要事項を決定、執行するにあたり、他の取締役、監査役、部門長などとの意見交換、情報共有を行うための会議体として、経営戦略会議を設置しております。本事業年度は41回開催いたしました。
- ③ 子会社の事業執行に関し、連結経営の視点から管理機能および支援機能を果たすことを目的として「連結経営管理規則」を定めております。

(4) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 「連結経営管理規則」に基づき、子会社の事業計画、年度予算、重要な企業倫理問題への対応等について適切に事前協議を行うとともに、経営上の重要事項について報告を受けるほか、必要に応じて当社の役員または従業員を子会社に派遣し、監督・監査を適切に行っております。本事業年度末においては、当社取締役10名、監査役2名、従業員6名を派遣しております。
また、子会社の代表取締役は、必要に応じて業務の執行状況を当社取締役会に報告しており、本事業年度においては子会社6社が報告しております。
- ② 当社の各部署は、子会社に対し、企業倫理・法令遵守体制や事業運営に関わる法規等を遵守するための体制整備を支援しております。なお、本事業年度は「マイナンバー制度」、「会計基準の変更・税制改正」、「女性活躍推進法」等をテーマに説明会を実施いたしました。

(5) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ① 内部監査室は、常勤監査役との定例会を月1回開催し、内部監査業務の実施状況等を報告しております。
- ② 常勤監査役は、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会、企業倫理委員会等の重要な会議に出席しております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役会へ出席し、経営上の重要課題等について意見交換・情報収集を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
I 流動資産	(159,649)	I 流動負債	(139,789)
現金及び預金	39,131	支払手形及び買掛金	24,267
受取手形及び売掛金	41,623	電子記録債務	7,766
商品及び製品	42,081	短期借入金	39,565
仕掛品	13,315	1年内返済予定の長期借入金	35,342
原材料及び貯蔵品	9,799	未払金	15,442
未収入金	3,753	未払法人税等	1,851
繰延税金資産	4,966	繰延税金負債	19
その他	6,466	賞与引当金	4,054
貸倒引当金	△1,488	商品保証引当金	468
		その他の引当金	297
		資産除去債務	16
		その他	10,696
II 固定資産	(169,466)	II 固定負債	(86,633)
1 有形固定資産	(94,934)	長期借入金	49,811
建物及び構築物	70,424	繰延税金負債	9,232
機械装置及び運搬具	80,454	再評価に係る繰延税金負債	3,614
工具、器具及び備品	30,654	環境対策引当金	244
その他	2,983	商品券等引換損失引当金	98
減価償却累計額	△140,016	事業撤退損失引当金	87
土地	48,674	長期商品保証引当金	84
建設仮勘定	1,758	役員退職慰労引当金	72
		その他の引当金	17
		退職給付に係る負債	17,011
		資産除去債務	459
		その他	5,898
2 無形固定資産	(15,925)	負債合計	226,423
のれん	7,663	〔純資産の部〕	
その他	8,262	I 株主資本	(74,411)
3 投資その他の資産	(58,606)	1 資本金	10,000
投資有価証券	42,407	2 資本剰余金	7,246
退職給付に係る資産	479	3 利益剰余金	57,323
繰延税金資産	8,966	4 自己株式	△158
その他	6,952	II その他の包括利益累計額	(20,110)
貸倒引当金	△199	1 その他有価証券評価差額金	10,719
		2 繰延ヘッジ損益	△28
		3 土地再評価差額金	8,190
		4 為替換算調整勘定	1,647
		5 退職給付に係る調整累計額	△417
資産合計	329,115	III 非支配株主持分	(8,170)
		純資産合計	102,692
		負債純資産合計	329,115

連結損益計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
I 売上高	296,705
II 売上原価	188,164
売上総利益	108,540
III 販売費及び一般管理費	95,233
営業利益	13,307
IV 営業外収益	(3,612)
受取利息	184
受取配当金	855
受取家賃等賃貸料	381
その他	2,190
V 営業外費用	(5,041)
支払利息	2,144
為替差損	1,009
その他	1,887
経常利益	11,879
VI 特別利益	(499)
固定資産売却益	499
VII 特別損失	(3,532)
事業構造改善費用	2,384
事業再編費用	473
減損損失	410
固定資産売却損	147
固定資産除却損	116
税金等調整前当期純利益	8,846
法人税、住民税及び事業税	3,779
法人税等調整額	△7,014
当期純利益	12,081
非支配株主に帰属する当期純利益	△60
親会社株主に帰属する当期純利益	12,142

連結株主資本等変動計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	7,414	47,765	△151	65,027
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,584		△2,584
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,142		12,142
自己株式の取得				△6	△6
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△167			△167
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△167	9,558	△6	9,383
当期末残高	10,000	7,246	57,323	△158	74,411

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,007	39	7,991	4,796	△452	25,383	2,178	92,589
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,584
親会社株主に帰属する 当期純利益								12,142
自己株式の取得								△6
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△167
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△2,288	△68	198	△3,149	34	△5,272	5,991	719
連結会計年度中の変動額合計	△2,288	△68	198	△3,149	34	△5,272	5,991	10,102
当期末残高	10,719	△28	8,190	1,647	△417	20,110	8,170	102,692

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……63社

セイコーウオッチ(株)、セイコーインスツル(株)、盛岡セイコー工業(株)、セイコープレジジョン(株)、セイコーソリューションズ(株)、セイコークロック(株)、(株)和光、SEIKO Corporation of America、SEIKO U.K. Limited、SEIKO Hong Kong Ltd.、S.I.E. Netherlands B.V.、Dalian Seiko Instruments Inc.、Seiko Instruments (Thailand) Ltd.、Seiko Instruments Singapore Pte. Ltd.、SEIKO Precision (Thailand) Co., Ltd. 他

なお、エスアイアイ・セミコンダクタ(株)は新規設立により、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めました。SII Semiconductor U.S.A. Corporation及びSII Semiconductor Hong Kong Limitedは新規設立により、第4四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(株)セイコーアイ・インフォテックは、保有株式売却に伴い、第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外いたしました。

非連結子会社

(株)あおばウオッチサービス他は、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数……4社

セイコーオプティカルプロダクツ(株)、(株)オハラ他

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

(株)あおばウオッチサービス、I.B.L. Electroplating Co.,Ltd. 他はそれぞれ連結純損益及び利益剰余金に与える影響が僅少であり、重要性が認められないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 有価証券

- 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- その他有価証券

【時価のあるもの】

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

【時価のないもの】

移動平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結会社は、建物（建物附属設備を除く）については主として定額法、建物以外については定率法を採用し、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。なお、国内連結会社は、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

●所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

●所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②関係会社投資損失引当金

関係会社に対する投資について発生の見込まれる損失に備えて、各社の財政状態を勘案し、個別検討による必要額を計上しております。なお、関係会社投

資損失引当金 4 百万円につきましては、投資有価証券の金額より直接控除しております。

③賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に属する部分の金額を計上しております。

④商品保証引当金

在外連結子会社のうち一部については、それぞれ過去の実績による見積額を計上しております。

⑤環境対策引当金

将来の環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

⑥商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益に計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の引換見込額を計上しております。

⑦事業撤退損失引当金

事業撤退に伴い将来発生することが見込まれる損失の見積額を計上しております。

⑧役員退職慰労引当金

国内連結会社の一部については、2005年3月期中及び2014年3月期中に役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任中の役員の退職慰労金については、当該連結会計年度中に開催された定時株主総会終了時までの在任期間等に対応する金額を引当計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の 本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、国内連結会社は、主として、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段と対象

外貨建債権債務等に係る為替リスク回避のための為替予約取引及び変動金利の借入金に係る金利固定化のための金利スワップ取引等

③ヘッジ方針

為替予約取引及び金利スワップ取引については、外貨建債権債務等に係る為替及び借入金に係る金利等の相場変動によるリスク回避のため、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用しており、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。デリバティブ取引については、各社の社内規則に従って管理を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額の比率分析により、ヘッジ有効性の判定を行っております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(10) 消費税等の会計処理に関する事項

国内連結会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(11) 連結納税制度の適用に関する事項

連結納税制度を適用しております。

(12) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間から20年間で均等償却し、僅少なものについては、発生時に全額償却しております。

2 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この変更に伴う当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「有形固定資産」の「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「リース資産」は2,983百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取家賃等賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「受取家賃等賃貸料」は301百万円であります。

4 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産及び担保付債務

● 担保に供されている資産

現金及び預金	4,282百万円
売掛金	2,751百万円
商品及び製品	1,856百万円
仕掛品	3,465百万円
1年内に満期の到来する 有価証券（その他流動資産）	169百万円
建物	3,041百万円
土地	11,763百万円
投資有価証券	29,599百万円
計	56,930百万円

上記以外に、連結処理により相殺消去されている連結子会社株式11,100百万円が担保に供されております。

● 担保付債務

短期借入金	21,700百万円
1年内返済予定の長期借入金	16,449百万円
長期借入金	33,330百万円
未払金	1百万円
商品券等（その他流動負債）	97百万円
計	71,579百万円

(2) 保証債務

保証及び保証類似行為 41百万円

(3) 受取手形割引高

609百万円

- (4) 「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額は税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第4号に定める路線価、及び路線価のない土地は第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って評価額を算出しております。

②再評価を行った年月日

2001年3月31日

- (5) 投資有価証券のうち、169百万円については貸株に提供しております。

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	207,021	—	—	207,021
合 計	207,021	—	—	207,021
自己株式				
普通株式 ^(注)	377	9	—	387
合 計	377	9	—	387

(注) 自己株式の普通株式の増加株式数9千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,550	7.50	2015年3月31日	2015年6月29日
2015年11月10日 取締役会	普通株式	1,033	5.00	2015年9月30日	2015年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,550	利益剰余金	7.50	2016年3月31日	2016年6月30日

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、主として事業会社の事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金等は顧客の信用リスクにさらされており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、主な取引先の信用状況の把握をしております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建営業債権の為替変動リスクは、全体として外貨建営業債務から生じるリスクと概ね相殺される状況ではありますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主として満期保有目的の債券または取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金等はほとんど1

年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、一部の金利変動リスクについては金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	39,131	39,131	—
(2) 受取手形及び売掛金	41,623	41,623	—
(3) 未収入金	3,753	3,753	—
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	169	171	1
② 関係会社株式	17,422	5,598	△11,824
③ その他有価証券	22,146	22,146	—
(5) 支払手形及び買掛金	(24,267)	(24,267)	—
(6) 電子記録債務	(7,766)	(7,766)	—
(7) 短期借入金	(39,565)	(39,565)	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	(35,342)	(35,461)	△118
(9) 未払金	(15,442)	(15,442)	—
(10) 長期借入金	(49,811)	(50,104)	△293
(11) デリバティブ取引	(286)	(286)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、並びに(9) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金及び(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額118百万円）並びに非上場関係会社株式（連結貸借対照表計上額2,720百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産等を有しております。2016年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は282百万円（主として賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）、固定資産売却損は90百万

円（営業外費用に計上）、減損損失は96百万円（特別損失に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
14,705	△657	14,047	14,086

注1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

注2. 当連結会計年度増減額の主な内容は、不動産の売却（740百万円）による減少であります。

注3. 時価の算定方法

主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

8 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	457.44円
1株当たり当期純利益金額	58.76円
(算定上の基礎) 親会社株主に帰属する当期純利益	12,142百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	12,142百万円
期中平均株式数	206,638千株

9 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
栃木県那須塩原市他	事業用資産等	建物及び構築物	24百万円
		機械装置及び運搬具	128百万円
		工具、器具及び備品	42百万円
		有形固定資産（その他）	1百万円
		土地	84百万円
		建設仮勘定	49百万円
		無形固定資産（その他）	21百万円
中国	事業用資産	機械装置及び運搬具	57百万円

当社グループは、原則として管理会計上の事業単位でグルーピングし、賃貸用不動産、遊休不動産及び売却予定不動産については、個別物件ごとにグルーピングしております。

電子デバイス事業において、市場環境の変化による収益力の低下などにより将来キャッシュ・フローの回収が見込めない事業に関する資産について、帳簿価額

を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.25%で割り引き算定し、正味売却価額については固定資産税評価額に基づく時価等により算定しております。

10 企業結合・事業分離に関する注記

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称

当社の連結子会社であるセイコーインスツル株式会社
の半導体事業

事業の内容

主としてアナログ半導体の製造・販売

② 企業結合日

2016年1月5日

③ 企業結合の法的形式

セイコーインスツル株式会社（当社の連結子会社）
を分割会社、エスアイアイ・セミコンダクタ株式会
社（当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割

④ 結合後企業の名称

エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社（当社の
連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

セイコーインスツル株式会社（以下、「SII」という。）
の半導体事業（以下、「対象事業」という。）をSIIと
株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）
の共同出資による半導体事業の新会社であるエスア
アイアイ・セミコンダクタ株式会社（以下、「SSJ」と
いう。）へ移管し両社が協働してSSJの運営を行い、
2年経過時点以降にSIIが保有するSSJ株式の一部を
さらにDBJに譲渡するオプション等を含む契約につ
いて締結いたしました。SIIが継続してSSJの一定持

分を保持することで、対象事業の円滑な経営・事業
体制を確立し、DBJとの取り組みによりSSJの成長と
収益の拡大を図り、SII及び当社グループ全体の中長
期的な企業価値向上に貢献することを目指しており
ます。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計
基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に
基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12 金額の表示

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等
変動計算書、連結注記表については、百万円未満を切
り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	36,495	流動負債	56,139
現金及び預金	8,610	短期借入金	23,423
前払費用	528	1年内返済予定の長期借入金	18,829
短期貸付金	20,149	リース債務（流動）	1
未収入金	6,459	未払金	1,884
繰延税金資産	407	未払費用	192
その他	361	未払法人税等	3
貸倒引当金	△21	預り金	11,454
		前受収益	238
固定資産	110,650	賞与引当金	99
有形固定資産	22,966	資産除去債務（流動）	9
建物	4,055	その他	3
器具備品	671	固定負債	36,041
土地	18,175	長期借入金	22,999
リース資産	14	リース債務（固定）	12
建設仮勘定	48	繰延税金負債	4,414
無形固定資産	2,585	再評価に係る繰延税金負債	3,614
借地権	1,952	役員退職慰労引当金	3
商標権	15	関係会社損失引当金	830
ソフトウェア	597	環境対策引当金	9
その他	20	資産除去債務（固定）	19
投資その他の資産	85,098	預り保証金	3,995
投資有価証券	21,823	その他	143
関係会社株式	60,179	負債合計	92,181
出資金	0	〔純資産の部〕	
関係会社長期貸付金	10,800	株主資本	36,835
破産更生債権等	10	資本金	10,000
長期前払費用	6	資本剰余金	6,625
差入保証金	2,963	資本準備金	2,378
その他	173	その他資本剰余金	4,246
貸倒引当金	△10,859	利益剰余金	20,342
		利益準備金	121
合計	147,145	その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	20,220
		自己株式	△131
		評価・換算差額等	18,129
		その他有価証券評価差額金	9,942
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	8,190
		純資産合計	54,964
		合計	147,145

損益計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	11,984
関係会社受取配当金	6,951
経営管理料	2,168
ロイヤリティー収入	2,864
営業費用	7,892
営業利益	4,091
営業外収益	1,704
受取利息	465
受取配当金	840
業務受託手数料	179
その他	218
営業外費用	1,403
支払利息	1,061
不動産賃貸費用	245
その他	96
経 常 利 益	4,393
特別利益	481
連結納税未払金免除益	481
特別損失	3,025
関係会社投資損失等引当金繰入額	2,270
関係会社株式評価損	750
ゴルフ会員権評価損	5
税引前当期純利益	1,849
法人税、住民税及び事業税	△2,003
法人税等調整額	482
当期純利益	3,370

株主資本等変動計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	10,000	2,378	4,246	6,625	121	19,434	19,555
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△2,584	△2,584
当期純利益						3,370	3,370
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	786	786
当期末残高	10,000	2,378	4,246	6,625	121	20,220	20,342

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△125	36,055	12,244	△24	7,991	20,211	56,267
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△2,584					△2,584
当期純利益		3,370					3,370
自己株式の取得	△6	△6					△6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△2,302	20	198	△2,082	△2,082
事業年度中の変動額合計	△6	780	△2,302	20	198	△2,082	△1,302
当期末残高	△131	36,835	9,942	△3	8,190	18,129	54,964

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

【時価のあるもの】

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

【時価のないもの】

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

①デリバティブ

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについて

は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込額のうち、当事業年度に属する部分の金額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

2004年5月11日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任中の役員の退職慰労金については、廃止された役員退職慰労金規則に基づき支払う見込みである為、同規則に基づき、2004年6月29日に開催された定時株主総会終了時までの在任期間に対応する金額を引当計上しております。

④ 関係会社投資損失引当金

関係会社に対する投資について発生の見込まれる損失に備えて、各社の財政状態を勘案し、個別検討による必要額を計上しております。なお、関係会社投資損失引当金2,124百万円につきましては、関係会社株式の金額より直接控除して表示しております。

⑤ 関係会社損失引当金

関係会社に対し、投資簿価を上回る損失が見込まれる場合において、当該会社に対する債権額を上回る損失が生じている場合に必要額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

将来の環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段と対象

外貨建債権債務に係る為替リスク回避のための為替予約取引
変動金利の借入金に係る金利固定化のための金利スワップ取引

③ ヘッジ方針

為替予約取引及び金利スワップ取引については、外貨建債権債務に係る為替及び借入金に係る金利の相場変動によるリスク回避のため、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用しており、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。デリバティブ取引に

ついては、社内規則に従って管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額の比率分析により、ヘッジ有効性の判定を行っております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度を適用しております。

2 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

● 担保に供している資産

建物	3,129百万円
土地	11,763百万円
投資有価証券	21,816百万円
関係会社株式	2,131百万円
計	38,840百万円

● 担保に係る債務

短期借入金	21,700百万円
1年内返済予定の長期借入金	14,449百万円
長期借入金	15,330百万円
計	51,479百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額

7,729百万円

(3) 保証債務

保証類似行為 3,662百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務及び取引高

①短期金銭債権	25,725百万円
②短期金銭債務	12,661百万円
③長期金銭債権	10,800百万円
④長期金銭債務	1,638百万円
⑤営業収益	11,749百万円
⑥営業費用	1,242百万円
⑦営業取引以外の取引高	2,888百万円

(5) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額金のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

①再評価を行った年月日 2001年3月31日

②再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第4号に定める路線価、及び路線価のない土地は第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って評価額を算出しております。

(6) 貸株に関する注記

関係会社株式のうち、46百万円については貸株に提供しております。

(7) 損益計算書に関する注記

特別損失「関係会社投資損失等引当金繰入額」は、関係会社投資損失引当金繰入額2,120百万円、関係会社貸倒引当金繰入額540百万円、関係会社貸倒引当金戻入額330百万円及び関係会社損失引当金戻入額60百万円であります。

(8) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 282,415株

3 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

● 繰延税金資産

賞与引当金	29百万円
貸倒引当金	3,331百万円
子会社株式評価損	5,368百万円
関係会社投資損失引当金	650百万円
関係会社損失引当金	254百万円
固定資産減損損失	713百万円
譲渡損益調整資産	1,239百万円
長期末払金	43百万円
繰越欠損金	1,319百万円
その他	110百万円
繰延税金資産小計	13,060百万円
評価性引当額	△12,610百万円
繰延税金資産合計	450百万円

● 繰延税金負債

譲渡損益調整資産	20百万円
その他有価証券評価差額金	4,388百万円
その他	47百万円
繰延税金負債合計	4,456百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△4,006百万円

なお、上記の他、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が3,614百万円あります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月

1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は228百万円減少し、法人税等調整額が6百万円、その他有価証券評価差額金が235百万円、それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は193百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

4 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権被所有割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	三光起業(株)	(直接) 11.5 (緊密な者又は同意している者) 5.4	不動産の賃借等	不動産の賃借	996	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権所有割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	セイコーウオッチ(株)	(直接) 100.0	役員兼任等	ロイヤリティ収入	2,314	未収入金	1,223
				経営管理料	1,310	未収入金	60
	(株)和光	(直接) 100.0	役員兼任等	不動産賃貸料	821	未収収益	115
	SEIKO Corporation of America	(間接) 100.0	役員兼任等	債務保証	2,070	—	—

注1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1) 不動産の賃借については、市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様の基準により決定しております。なお、損益計算書では、不動産の賃借は不動産賃貸料と相殺し、不動産賃貸費用として表示しております。
- 2) ロイヤリティについては、一般の取引条件と同様の基準により決定しております。
- 3) 経営管理料については、直接連結子会社に対して、業務内容を勘案し、両社協議の上決定しております。
- 4) 不動産賃貸料については、自社物件のうち事業用として賃貸している部分については当該収益に連動した賃料で、また事務所用として賃貸している部分については専門家の評価に基づき、それぞれ決定しております。なお、損益計算書では、不動産賃貸料は不動産賃貸費用と相殺して表示しております。
- 5) 債務保証については、銀行借入等に対して保証を行ったものです。

注2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

5 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	265.86円
1 株当たり当期純利益金額	16.30円
(算定上の基礎) 当期純利益	3,370百万円
普通株式に係る当期純利益	3,370百万円
期中平均株式数	206,744千株

6 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

7 金額の表示

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

セイコーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 尾 淳 一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 聡 人	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木 修	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

セイコーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 尾 淳 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 聡 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木 修	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2016年3月期事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月9日

セイコーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 政 利 ㊟

常勤監査役 三 上 誠 一 ㊟

社外監査役 森 田 富 治 郎 ㊟

社外監査役 山 内 悦 嗣 ㊟

社外監査役 青 木 芳 郎 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催日時 2016年6月29日（水曜日）
午前10時

会場 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
電話 (03) 5771-9201

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください



セイコーホールディングス株式会社



この招集ご通知は、環境にやさしい紙と植物油インクを使用しております。